

SAPPORO NEXT LEADING企業認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、SAPPORO NEXT LEADING企業の認定について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であつて、みなし大企業に該当しないものをいう(別紙1のとおり)。
- (2) 大企業 中小企業以外の企業をいう。
- (3) 付加価値額 各企業の決算に基づき算定した営業利益、人件費及び減価償却費の合計金額をいう。
- (4) 新規株式上場 会社が初めて株式市場に上場することをいう。
- (5) SAPPORO LEADING企業 札幌市による支援対象としての認定を受け、認定期間内に事業活動により1年間に創出する付加価値額が認定前直近期末(認定後3か月以内に決算期が到来する場合は、認定後初めて到来する決算期)と比較して20%以上増加した企業又は新規株式上場した企業であつて、札幌市に「SAPPORO LEADING企業」として認定された企業(以下「SL企業」という。)をいう。
ただし、認定前直近期末について、特段の配慮を要する事情があると札幌市が認めた場合には、他の決算期等を用いることができる。
- (6) SAPPORO NEXT LEADING企業 SL企業となることが見込まれる企業として、札幌市が認定した企業(以下「SNL企業」という。)をいう。

(認定審査会)

第3条 SNL企業の認定に必要な審査を行うため、SNL企業認定審査会(以下「認定審査会」という。)を設置する。

2 審査会に関する事項については、別に定める。

(申請要件)

第4条 SNL企業の認定を申請することができる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 札幌市内に本店登記をしており、札幌市内において主たる事業活動を行っている中小企業。
- (2) 申請時以降、概ね10年間以上、札幌市内に事業所を有し続ける見込みがあること。
- (3) 札幌市の経済を牽引していく企業となることを目指し、活動していく意欲を有していること。
- (4) 認定年度を含む5年度間以内にSL企業となるための実行可能な事業計

画とその実施体制を有していること。

- (5) 認定を受けた際には、支援期間中及び支援期間終了後においても支援を受けているまたは支援を受けたことについて公表されることを了承し、札幌市の事業及びアンケートに協力すること。
- (6) 支援期間中は、札幌市、事務局及び専門のコンサルタント（以下、「支援者」という。）と密に連携を取り、積極的に支援者による支援を活用するとともに、適宜適切に報告等の対応を行うこと。また、支援者からの支援や助言に対応することが可能な体制を有していること。
- (7) 申請時点において税の未納がないこと。
- (8) 次に掲げる業種又は企業ではないこと。
 - 1 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当する企業
 - 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業及びこれらに類似する業種
 - 3 公序良俗に反する行為及び重大又は悪質な法令違反をしている企業
 - 4 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない企業
 - 5 特定の政治、思想又は宗教の活動を行う企業
 - 6 その他前各項に準ずる業種又は企業
- (9) その他札幌市が予め定める要件を満たしていること。

（申請期間）

第5条 SNL企業の認定申請は、期間を定めて募集する。

（認定申請）

第6条 第4条の規定による申請要件を満たし、SNL企業の認定を受けようとする者は、申請期間内に、次の各号に掲げる書類を札幌市に提出するものとする。なお、申請にあたっては「付加価値向上に関する集中支援」と「上場に関する集中支援」の、いずれかを受けることを希望する旨を表明しなければならない。

- (1) 札幌市未来牽引企業創出事業 公募申込書（別記様式1）
- (2) 申請者概要（別記様式2）
- (3) 事業計画書（付加価値向上コース）（別記様式3）
- (4) 事業計画書（上場支援コース）（別記様式4）
- (5) その他札幌市から提出を求められた書類

（不誠実行為の禁止）

第7条 申請者は、認定の申請に当たり、事実と異なる内容を記載する等不誠実行為を行ってはならない。

(認定審査会への付託)

第8条 札幌市は、申請案件について申請内容が適正であるか調査のうえ、認定の審査を審査会に付託する。

(審査)

第9条 審査会は、付託された申請案件について、次の各号に掲げる事項を審査し、審査の結果を札幌市に報告する。

- (1) 申請者の事業内容と課題認識
- (2) 申請者の事業成長への強い意欲
- (3) 申請者が提出した事業計画の実現可能性と支援の必要性
- (4) 申請者の事業内容等の地域への貢献度及び支援を受ける適格性
- (5) その他審査会において審査が必要であると認めた事項
- (6) 前5号を踏まえたSNL企業認定の適否

(認定)

第10条 札幌市は、前条の規定による審査の結果に基づき、SNL企業を認定するものとする。

(認定の通知)

第11条 札幌市は、前条の規定による認定をしたときは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

(認定内容の変更)

第12条 SNL企業は、前条の規定による通知を受けた後、申請した内容に変更が生じたときは、変更後速やかに変更届出書（別記様式5）及び変更内容に応じた第6条に掲げる書類を札幌市に提出しなければならない。

(変更の承認)

第13条 札幌市は、前条の規定による変更届出書の提出があった場合において、当該変更届出書に係る変更の内容が適正であると認めたときは、その承認をするものとする。

- 2 札幌市は前項の規定による承認をするに当たり、必要と認める場合には、認定審査会の意見を聴取することができる。

(変更の承認の通知)

第14条 札幌市は、前条の規定による認定をしたときは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

(認定の取消)

第15条 札幌市は、SNL企業が第4条に規定する要件を欠いた場合、または、認定を継続することに著しい支障が生じると判断した場合、認定を取り消すことができる。

(認定の辞退)

第16条 SNL企業は認定を辞退することができる。

- 2 認定を辞退するSNL企業は、認定辞退届出書(別記様式6)を札幌市に提出しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月16日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年11月15日から施行する。
- 3 この要綱は、令和6年6月24日から施行する。
- 4 この要綱は、令和7年4月30日から施行する。
- 5 この要綱は、令和7年11月27日から施行する。